

新潟県条例第3号

新潟県手数料条例の一部を改正する条例

第1条 新潟県手数料条例（平成12年新潟県条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表第6号の表40の2の項から40の4の項までを次のように改める。

40	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第12条第1項又は第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	建築物 エネルギー消費性能適合性判定手数料	(1) 認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る他の建築物（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第37条に規定する認定建築物エネルギー消費性能向上計画に同法第34条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合における同項に規定する他の建築物をいう。40の3の項において同じ。）の場合 ア 床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のとき。 イ 床面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のとき。 ウ 床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のとき。 エ 床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のとき。 オ 床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のとき。 カ 床面積が25,000平方メートル以上のとき。 (2) その他の場合 ア 標準入力法等による基準（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下この項、41の項及び43の項において「基準省令」という。）第1条第1項第1号イの基準をいう。40の3の項、40の4の項及び43の項において同じ。）に適合するかどうかの判定を行う場合 (7) 床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のとき。	1件につき	19,000円
				1件につき	28,400円
				1件につき	76,400円
				1件につき	118,400円
				1件につき	148,400円
				1件につき	184,400円

40の3	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第2項又は第13条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定	計画変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	<p>(オ) 床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のとき。</p> <p>(カ) 床面積が25,000平方メートル以上のとき。</p> <p>(1) 床面積の増加をしようとする場合</p> <p>ア 認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る他の建築物の場合</p> <p>イ その他の場合</p> <p>(ア) 標準入力法等による基準に適合するかどうかの判定を行う場合</p> <p>(イ) モデル建物法による基準に適合するかどうかの判定を行う場合</p> <p>(2) その他の場合</p> <p>ア 認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る他の建築物の場合</p> <p>(ア) 床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のとき。</p> <p>(イ) 床面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のとき。</p> <p>(ウ) 床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のとき。</p> <p>(エ) 床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のとき。</p> <p>(オ) 床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のとき。</p> <p>(カ) 床面積が25,000平方メートル以上のとき。</p>	1件につき	339,000円（建築基準法上の用途が工場等の場合） 167,700円 1件につき 396,200円（建築基準法上の用途が工場等の場合） 205,800円
			<p>増加をしようとする床面積に応じて40の2の項の(1)と同じ方法で算出した額とする。ただし、その床面積が300平方メートル未満のときは、10,000円</p> <p>増加をしようとする床面積に応じて40の2の項の(2)アと同じ方法で算出した額とする。ただし、その床面積が300平方メートル未満のときは、211,800円（建築基準法上の用途が工場等の場合） 29,700円とする。</p> <p>増加をしようとする床面積に応じて40の2の項の(2)イと同じ方法で算出した額とする。ただし、その床面積が300平方メートル未満のときは、86,800円（建築基準法上の用途が工場等の場合） 26,200円とする。</p>	1件につき	9,500円 14,200円 38,200円 59,200円 74,200円 92,200円

イ	その他の場合		
(ア)	標準入力法等による基準に適合するかどうかの判定を行う場合		
a	床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のとき。	1件につき 131,000円 (建築基準法上の用途が工場等の場合) あるいは、 18,400円)	
b	床面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のとき。	1件につき 168,400円 (建築基準法上の用途が工場等の場合) あるいは、 23,800円)	
c	床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のとき。	1件につき 238,300円 (建築基準法上の用途が工場等の場合) あるいは、 50,000円)	
d	床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のとき。	1件につき 292,400円 (建築基準法上の用途が工場等の場合) あるいは、 71,700円)	
e	床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のとき。	1件につき 344,700円 (建築基準法上の用途が工場等の場合) あるいは、 87,500円)	
f	床面積が25,000平方メートル以上のとき。	1件につき 392,600円 (建築基準法上の用途が工場等の場合) あるいは、 107,100円)	
(イ)	モデル建物法による基準に適合するかどうかの判定を行う場合		
a	床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のとき。	1件につき 53,800円 (建築基準法上の用途が工場等の場合) あるいは、 16,500円)	
b	床面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のとき。	1件につき 69,600円 (建築基準法上の用途が工場等の場合) あるいは、 21,400円)	
c	床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のとき。	1件につき 109,800円 (建築基準法上の用途が工場等の場合) あるいは、 47,000円)	
d	床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル	1件につき	

			トル未満のとき。 e 床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のとき。 f 床面積が25,000平方メートル以上のとき。	141,900円（建築基準法上の用途が工場等の場合） 68,400円 1件につき 169,500円（建築基準法上の用途が工場等の場合） 83,900円 1件につき 198,100円（建築基準法上の用途が工場等の場合） 102,900円
40	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第11条の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更に関する証明書の交付	軽微変更該当証明書交付手数料	(1) 標準入力法等による基準に適合するかどうかの判定を行う場合 (2) モデル建物法による基準に適合するかどうかの判定を行う場合	40の3の項の(2)イ(7)と同じ方法で算出した額とする。 40の3の項の(2)イ(1)と同じ方法で算出した額とする。

第2条 新潟県手数料条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正前部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正部分に改め、改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後		改 正 前	
別表（第3条関係）			
(1)～(5)（略）			
(6) 土木部関係			
	対象となる事務	名称	区分
(略)			
41	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する	建築物エネルギー消費性能	1件につき、次に掲げる額を合算した額（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第2項の規定による申出を行う場合には、その

<p>法律第34条 第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査</p>	<p>向上計画認定申請手数料</p>	<p>額に建築確認等手数料額を加えた額) (1) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項に規定する住宅部分（以下「住宅部分」という。）については、次に掲げる額 ア 一戸建ての住宅の床面積（以下「戸建て住宅面積」という。）が200平方メートル未満のものについては、32,200円（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項の基準に適合するかどうかの審査（以下この項及び42の項において「技術的審査」という。）を行わない場合にあつては、5,800円） イ～カ （略） (2) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項に規定する非住宅部分（以下「非住宅部分」という。）で標準入力法等による基準（基準省令第10条第1号ロ(1)の基準をいう。42の項において同じ。）に適合するかどうかの審査を行うものについては、次に掲げる額 ア （略） イ 床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のものについては、256,900円（技術的審査を行わない場合にあつては、19,000円） ウ 床面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のものについては、334,500円（技術的審査を</p>	<p>法律第29条 第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査</p>	<p>向上計画認定申請手数料</p>	<p>額に建築確認等手数料額を加えた額) (1) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項に規定する住宅部分（以下「住宅部分」という。）については、次に掲げる額 ア 一戸建ての住宅の床面積（以下「戸建て住宅面積」という。）が200平方メートル未満のものについては、32,200円（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項の基準に適合するかどうかの審査（以下この項及び42の項において「技術的審査」という。）を行わない場合にあつては、5,800円） イ～カ （略） (2) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項に規定する非住宅部分（以下「非住宅部分」という。）で標準入力法等による基準（基準省令第10条第1号ロ(1)の基準をいう。42の項において同じ。）に適合するかどうかの審査を行うものについては、次に掲げる額 ア （略） イ 床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のものについては、334,500円（技術的審査を</p>
--	--------------------	--	--	--------------------	---

42	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定	建築物 エネルギー消費性能 向上計画 変更	(略) (2) その他の場合	<p>行わない場合にあつては、28,400円)</p> <p>ㄱ (略) ㄴ (略) ㄷ (略) ㄹ (略) ㅁ (略)</p> <p>(3) 非住宅部分でモデル建物法による基準（基準省令第10条第1号ロ(2)の基準をいう。42の項において同じ。）に適合するかどうかの審査を行うものについては、次に掲げる額</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のものについては、102,500円（技術的審査を行わない場合にあつては、19,000円)</p> <p>ㄱ 床面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のものについては、135,200円（技術的審査を行わない場合にあつては、28,400円)</p> <p>ㄴ (略) ㄷ (略) ㄹ (略) ㅁ (略)</p>	<p>行わない場合にあつては、28,400円)</p> <p>ㄱ (略) ㄴ (略) ㄷ (略) ㄹ (略) ㅁ (略)</p> <p>(3) 非住宅部分でモデル建物法による基準（基準省令第10条第1号ロ(2)の基準をいう。42の項において同じ。）に適合するかどうかの審査を行うものについては、次に掲げる額</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のものについては、135,200円（技術的審査を行わない場合にあつては、28,400円)</p> <p>ㄴ (略) ㄷ (略) ㄹ (略) ㅁ (略)</p>	<p>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第1項の規定</p> <p>建築物 エネルギー消費性能 向上計画 変更</p>	<p>(略) (2) その他の場合</p> <p>1件につき、次に掲げる額を合算した額（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第2項において準用する同法第30条第2項の規定による申出を行う場合にあつては、その額</p>
----	----------------------------------	--------------------------------	-------------------	---	---	--	--

定に基づく 建築物エネルギー 性能向上計画の 変更の申請 に対する審査	認定申請 手数料	定に基づく 建築物エネルギー 性能向上計画の 変更の申請 に対する審査	に建築確認等手数料額を加えた額	に建築確認等手数料額を加えた額
			<p>(1) (略)</p> <p>(2) 非住宅部分で標準入力法等による基準に適合するかどうかの審査を行うものについては、次に掲げる額</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 床面積が<u>300平方メートル以上</u> <u>1,000平方メートル未満のもの</u>については、<u>128,500円</u> (技術的審査を行わない場合) については、<u>9,500円</u>)</p> <p>ロ 床面積が<u>1,000平方メートル以上</u> <u>2,000平方メートル未満のもの</u>については、<u>167,300円</u> (技術的審査を行わない場合) については、<u>14,200円</u>)</p> <p>ハ (略)</p> <p>ニ (略)</p> <p>ホ (略)</p> <p>ヘ (略)</p> <p>(3) 非住宅部分でモデル建物法による基準に適合するかどうかの審査を行うものについては、次に掲げる額</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 床面積が<u>300平方メートル以上</u> <u>1,000平方メートル未満のもの</u>については、<u>51,300円</u> (技術的審査を行わない場合) については、<u>9,500円</u>)</p> <p>ロ 床面積が<u>1,000平方メートル以上</u> <u>2,000平方メートル未満のもの</u>については、<u>67,600円</u> (技術的審査を行わない場合) については、<u>14,200円</u>)</p> <p>ハ (略)</p>	<p>(1) (略)</p> <p>(2) 非住宅部分で標準入力法等による基準に適合するかどうかの審査を行うものについては、次に掲げる額</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 床面積が<u>300平方メートル以上</u> <u>2,000平方メートル未満のもの</u>については、<u>167,300円</u> (技術的審査を行わない場合) については、<u>14,200円</u>)</p> <p>ロ (略)</p> <p>ハ (略)</p> <p>ニ (略)</p> <p>ホ (略)</p> <p>ヘ (略)</p> <p>(3) 非住宅部分でモデル建物法による基準に適合するかどうかの審査を行うものについては、次に掲げる額</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 床面積が<u>300平方メートル以上</u> <u>2,000平方メートル未満のもの</u>については、<u>67,600円</u> (技術的審査を行わない場合) については、<u>14,200円</u>)</p> <p>ロ (略)</p>

43	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料	<p>三 (略)</p> <p>ホ (略)</p> <p>カ (略)</p>
			<p>1 件につき、次に掲げる額を合算した額</p> <p>(1) 住宅部分で性能基準（基準省令第1条第1項第2号ロ(1)の基準をいう。）に適合するかどうかの審査を行うものについては、次に掲げる額</p> <p>ア 戸建て住宅面積が200平方メートル未満のものについては、32,200円（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第3号の基準に適合するかどうかの審査（以下この項において「技術的審査」という。）を行わない場合にあつては、5,800円）</p> <p>イ～カ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 非住宅部分で標準入力法等による基準に適合するかどうかの審査を行うものについては、次に掲げる額</p> <p>ア (略)</p>

43	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第41条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料	<p>ホ (略)</p> <p>カ (略)</p> <p>キ (略)</p>
			<p>1 件につき、次に掲げる額を合算した額</p> <p>(1) 住宅部分で性能基準（基準省令第1条第1項第2号ロ(1)の基準をいう。）に適合するかどうかの審査を行うものについては、次に掲げる額</p> <p>ア 戸建て住宅面積が200平方メートル未満のものについては、32,200円（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第1項第3号の基準に適合するかどうかの審査（以下この項において「技術的審査」という。）を行わない場合にあつては、5,800円）</p> <p>イ～カ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 非住宅部分で標準入力法等による基準に適合するかどうかの審査を行うものについては、次に掲げる額</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のものについては、256,900円（技術的審査を行わない場合にあつては、19,000円）</p> <p>ウ 床面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のものについては、334,500円（技術的審査を行わない場合にあつては、28,400円）</p>

<p>円) 之 (略) 三 (略) 才 (略) 九 (略) ギ (略)</p> <p>(4) 非住宅部分でモデル建物法による基準に適合するかどうかの審査を行うものについては、次に掲げる額</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のものについては、102,500円 (技術的審査を行わない場合) については、19,000円)</p> <p>ウ 床面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のものについては、135,200円 (技術的審査を行わない場合) については、28,400円)</p> <p>エ (略) 才 (略) 九 (略) ギ (略)</p>	<p>円) 之 (略) 三 (略) 才 (略) 九 (略)</p> <p>(4) 非住宅部分でモデル建物法による基準に適合するかどうかの審査を行うものについては、次に掲げる額</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のものについては、135,200円 (技術的審査を行わない場合) については、28,400円)</p> <p>ウ (略) 三 (略) 才 (略) 九 (略)</p>
(6)の2～(9) (略)	(6)の2～(9) (略)

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

